

教育民生常任委員長報告

令和 8 年 6 月 2 6 日

今期定例会において、教育民生常任委員会に審査付託となりました議案 9 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る 6 月 2 3 日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第 7 7 号「三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」外 8 議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第 8 3 号「三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」は、平和学習センターのオープンにあたって、ホームページ等による発信に留まることなく、広域的な呼びかけと効果的な周知活動を展開されたい。

また、当該施設のプラネタリウムについては、地域の貴重な財産であるため、指定管理者と緊密に連携し、持続可能かつ効果的な活用の道をあらゆる角度から模索されたい。

議案第 8 4 号「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」は、学校名について、開校後、生徒等の意見を参考にしながら選定を行うとされているが、卒業する際の校名となることも考慮し、できる限り早期の選定を進められたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。